

輸送の安全に関する情報

令和 6 年 4 月 1 日
昭和観光株式会社
代表取締役 高橋 洋一

1. 基本方針 「法令遵守かつ安全を最優先とした旅客運送サービスの提供」

2. 令和 5 年度の達成状況 および令和 6 年度の目標

・目標Ⅰ「車内事故を含む人身事故“ゼロ”」

令和 5 年度:0件達成⇒ 令和 6 年度も継続して掲げる目標とする

・目標Ⅱ「^{※1}構内物損事故“ゼロ”」 ※1:ここでは社内外にかかわらず施設、駐車場内をいう

令和 5 年度:2件発生⇒安全動作が形骸化していないか再確認と周知を行った
構内事故の撲滅は公道における事故の抑止につながるものと捉え、令和 6 年度も継続して掲げる目標とする

3. 事故発生件数の統計

分類	人身	自責あり				他責	故障 ^{※2}
		構内		公道			
		静物	対車	静物	対車		
令和 5 年度	0 件	2 件	0 件	1 件	0 件	1 件	0 件
令和 4 年度	0 件	2 件	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件
令和 3 年度	0 件	0 件	0 件	2 件	0 件	0 件	0 件

※2:自動車事故報告規則第二条規定に該当する故障をいう

4. 安全管理規定

「昭和観光株式会社 安全管理規程」に定めている

5. 令和 5 年度の教育および研修の実施状況

- ・個別指導のほか、運転士安全教育会議実施
- ・運転者、添乗員の救命講習Ⅰ受講、および構内で実車を用いた緊急時避難演習
- ・安全管理に携わる者の社外講習:NASVA 運輸安全マネジメントセミナー

6. 情報の伝達体制

「昭和観光株式会社 安全管理規程【別紙2】および【別紙3】」に定めている

7. 内部チェックの結果と措置等

- ・安全に係る案件の討議および検討の経過の記録が必要
- ⇒記録書式作成と保存の実施

8. 安全統括管理者に係る情報

- ・常務取締役 須藤 兄一

9. その他

- ・令和 5 年度の行政処分はありません